

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3067号 2016.6.8 発行

<参院選>保育士や介護士 進まぬ待遇改善

河北新報 2016年6月8日



おやつ前子どもたちに手洗いをさせる保育士。仕事は多岐にわたり、献身的な保育の陰で苦労は尽きない＝宮城県大河原町

参院選（22日公示、7月10日投開票）に向け政府や野党が打ち出した保育士、介護士の待遇改善策を、当事者が複雑な思いで注視している。ともに給与引き上げによる深刻な人手不足の改善を掲げるが、現場からは抜本的な労働環境の見直しを求める声が上がっている。（報道部・丹野綾子）

<手取り14万円>

「他職種より低い給料を上げてもらうのはありがたいが、ハードな労働環境に見合う内容なのか」。宮城県大河原町で保育園長を務める県保育協議会の平塚幹夫前会長（62）は、一連の改善策を疑問視する。

保育士の初任給は手取り14万円弱で、昇給率は高くない。開園時間は延長保育を含めて午前7時～午後7時半。22、23人がローテーションで135人を受け持つ。保育計画策定などの事務作業を自宅に持ち帰る職員も少なくない。

長時間保育を望む保護者ニーズに応えようとするほど、保育士の負担は増す。自分の子どもを他の保育施設に預けて働く保育士も多く、両立が難しくなり離職する人も多いという。

待機児童解消を目指し各地で進む保育所整備が、人材不足に拍車を掛ける。県内では今年春、認可保育所だけで20カ所以上開設された。施設ができると保護者の潜在的需要が掘り起こされ、さらに施設と保育士が不足する一。現場ではこうした悪循環が生じている。

平塚さんは「働く環境全体の改善が必要。預ける側も預けられる側も、もっと子育てしやすい社会にしなければ根本的な問題は解決しない」と指摘する。

<質の低下生む>

介護現場の状況も深刻だ。県内介護職の有効求人倍率（1月）は2.99倍。仙台市内で2カ所の高齢者施設を運営する蓬田隆子県認知症グループホーム協議会長（64）は「東日本大震災後、人材不足が一層顕著になった」とため息をつく。

職員確保に向けて待遇アップを図ろうにも、事業者を支払われる介護報酬は2015年度に引き下げられ、実施は難しい。職員不足は介護の質の低下と過酷な労働現場を生み、定着率をさらに悪化させる負の連鎖につながりかねない。

介護の質や職員のやりがい向上のため研修への参加を後押しするが、技能が上がれば給与面など待遇を上げる必要がある。介護福祉士といった資格を取得すると条件の良い職場に移る人もおり、ジレンマは募る。

蓬田さんは「直面する課題は、いくらか月給を上げて解決するほど単純ではない。長期

的な対策を講じてほしい」と切に訴える。

〔保育、介護職の待遇改善〕厚生労働省の調査では保育、介護の平均月収は全産業より10万円前後低く、人材不足が課題。政府が閣議決定した「1億総活躍プラン」で保育士給与を2%相当、介護職員の月給を1万円相当上げる方針を示した。旧民主など野党5党は3月、保育士給与を5万円引き上げる処遇改善法案を衆院に提出しており、参院選の公約にも盛り込む。

介護職の夜勤手当補助 飛騨市、人手不足解消へ方針 中日新聞 2016年6月8日

特別養護老人ホームの介護職員の就労を後押ししようと、飛騨市は職員の夜勤手当の一部を補助する方針を固めた。市議会六月定例会に提出する一般会計補正予算案に関連経費を計上する。

市内の三つの特養施設はいずれも人手が不足し、介護職員の確保が課題になっていた。市の素案では、市内の介護事業所で新たに就労する六十代を対象に奨励金を出すほか、特養の介護ロボット導入費も補助。一体的な施策で人材確保と現場の負担軽減を目指す。

中部学院大人間福祉学部長の飯尾良英教授（地域福祉論）は「介護の人手不足を社会全体の問題に位置付けており、自治体では先進的で珍しい取り組み」と話している。

市などによると、希望しても特養施設には入れない待機者が三百人近くいる。このうち同市神岡町の「たんぼぼ苑（えん）」は昨年度、特養の入居を増やすため七十八床に増床したが、夜勤に対応できる職員が不足。増やした二十床を利用できない状態で、市が対応を検討していた。（島将之）

【特別寄稿】在宅・施設の“生活援助”は「介護助手」に業務分担？—介護保険部会

ケアマネジメントオンライン 2016年6月7日

市民福祉情報オフィス・ハスカップ 小竹雅子

■消費税と第1号介護保険料の関係

6月1日、安倍首相は消費税の引き上げを2019年10月まで再び延期すると発表した。「社会保障・税一体改革」で、消費税は2014年4月に8%、2015年10月に10%になり、引き上げ分はすべて社会保障に投入するとされた（2015年度の消費税引き上げによる増収は8.2兆円）。

だが、2014年11月、安倍首相が10%にするのを1年半延期すると決め、衆議院を解散した。今回は、7月の参議院議員選挙を前に、さらに2年半の延期になった。

再延期を知ってまず思い浮かんだのは、「介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化」だ。65歳以上の第1号被保険者は、年金収入が年間18万円（月1.5万円）以上ある場合、特別徴収で年金から天引きされる。低所得者の場合、保険者である市区町村ごとに定められる基準額より最高50%の負担軽減が行なわれてきた。消費税が10%になった暁には、最大70%まで軽減することになっていたが、1回目の引き上げの延期で、2015年度（第6期）は55%で、5%の微減にとどまった。

今回は2019年10月まで再延期されたので、第7期（2018～2020年度）も第1号介護保険料の軽減は55%までとなる。第1号被保険者のうち、非課税世帯（第1～3段階）は1,040万人（2015年度）にのぼる。なお、第1号被保険者のうち年金収入が年間18万円未満の人は普通徴収で納付するが、2015年度の滞納者は1万人を超え、「保険給付の減額」の対象になった。

■『骨太の方針2016』は“軽度者”狙いを維持

6月2日には、『骨太の方針2016』（正式名称「経済財政運営と改革の基本方針2016～800兆円経済への道筋～」）、「介護離職ゼロ」を含む『ニッポン一億総活躍プラン』、『日本再興戦略2016』が相次いで閣議決定された。

消費税の引き上げは再び延期するけれど、『日本再興戦略 2016』で名目 GDP を 600 兆円に増やすから、「介護離職ゼロ」は実現できるということのようだ。

だが、その一方で、『骨太の方針 2016』は、経済財政諮問会議（安倍晋三・議長）が『経済・財政再生計画改革工程表』に示した 44 項目の改革を「着実に実行」するとしている。

このため、「軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方」「軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方」「軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化」について、「関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論」を出すことに変わりはない。

■「人材確保」に“生活援助”はいらない？

社会保障審議会介護保険部会（遠藤久夫・部会長 以下、部会）は「関係審議会等」の 1 つで、「2016 年末までに結論」を迫られている。6 月 3 日に開かれた第 59 回では、①介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）、②保険者の業務簡素化（要介護認定等）、③介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについて、④介護保険総合データベースの活用についての 4 つのテーマだった。今回は、2020 年代初頭までに 231 万人が必要という「介護人材の確保」に注目する。

厚生労働省が用意した資料 1『介護人材の確保』では、「介護の生産性向上・業務効率化等について」として、①ロボット・ICT 等の新しい技術を活用した生産性の向上等、②介護人材の専門性の発揮の 2 つが取りあげられている。特に「介護人材の専門性の発揮」について、「管理者が考える介護の各業務に求められる専門性と、実際の介護職員の業務実態との間に、差が生じているとの指摘がある」とあった。「例えば」と示されるのは、ホームヘルプ・サービスの「生活援助（掃除・洗濯・衣類の整理・ベッドメイク）」で、「介護福祉士の資格を取得していない者でもできる」のに、「介護福祉士の約 7 割がこれらの業務をほぼ毎回（毎日）実施している」ことだ。例示の根拠は、『介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書』（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、堀田聰子・座長、2015 年度厚生労働省老人保健事業推進等補助金）。

同報告書は、定期巡回・随時対応サービス、デイサービスの「生活援助の業務実施状況」も集計しているが、ホームヘルプ・サービスの生活援助について、①掃除、洗濯、衣類の整理、ベッドメイク、②買い物、③調理、④配下膳に分類し、専門性がどうか、訪問介護事業所の管理者 209 人から回答を得たという（2016 年 3 月現在、訪問介護の請求事業所は 33,243 事業所）。今回の部会資料で、デイサービスの“生活援助”というのを初めて知ったが、老人保健施設の「介護助手導入モデル事業」（三重県老人保健施設協会）の報告もある（資料 1）。こちらは東憲太郎・委員（全国老人保健施設協会）から、60～75 歳の高齢者を募集して「介護助手」とし、「介護職を専門職化」することに効果があったと報告した。

なお、『ニッポン一億総活躍プラン（抄）』には、「介護離職ゼロ」を実現する「多様な人材の確保と人材育成」のため、「介護サービスの業務を、必要とされる専門性を踏まえて類型化し、介護福祉士等の専門職とそれ以外の者との業務分担を推進」とある（参考資料 3）。

■委員からは“機能分化”に疑問の声

部会では、「観察やアセスメントを常にしているのに、行為だけで専門性の是非を問うのはおかしい」（内田千恵子委員・日本介護福祉士会）、「多様な人がいるのはいいが、問われるのはマネジメント手腕だ」（齋藤訓子委員・日本看護協会）、「施設に多様な人材の関与は有益かも知れないが、在宅は 1 人で担うケースが多く、支援内容で分けるのは慎重にしてもらいたい」（鷺見よしみ委員・日本介護支援専門員協会）、「生活援助は業務で割り切れない。区分けすること自体が家事代行業務と考えていることになる」（花俣ふみ代委員・認知症の人と家族の会）など、疑問の声が多く出された。

一方、「現役中高年の活用を考えてもらいたい」（武久洋三委員・日本慢性期医療協会）、「介護助手は在宅にも必要。機能を分けて職業化すべき」（栃本一三郎委員・上智大学）と“機能分化”を肯定する意見もあった。

■ “生活援助”の定義はどこまで広がる？

介護保険制度がスタートしてから16年間、ホームヘルパーと介護職員は「専門職」ではなかったのかと問いたくなる資料だが、ホームヘルプ・サービス（訪問系）の生活援助に、デイサービス（通所系）と老人保健施設（施設系）の“生活援助”が入り混じる。

ここで、思い起こすのは昨年11月、財政制度等審議会（財務省）が公表した「2016年度予算の編成等に関する建議」だ。この建議には、「生活援助サービスについては、日常生活で通常負担する費用であり、原則自己負担（一部補助）化すべきである」という一文がある。通常国会では「日常生活の通常負担する費用は、日常的に生活援助サービスで実施されます掃除、洗濯、調理などを想定しております」という大岡敏孝・財務大臣政務官の答弁（3月16日、衆議院厚生労働委員会）があった。

また、第55回部会において、厚生労働省老健局は「生活援助サービスの対象となるのは、訪問介護だけではなく、その他給付でカバーされているものが検討の対象という意味」と説明している。部会での在宅・施設を問わない「生活援助サービス」の“論点”をみると、「介護人材の確保」を装いながら、「生活援助をはずしたサービス」が示唆されている。

なお、「介護人材の確保」については2014年10月から、社会保障審議会福祉部会（田中滋・部会長）が福祉人材確保専門委員会（田中滋・委員長）を設置した。

2015年2月25日には『2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～』をまとめ、介護労働者の「参入促進」と「労働環境・処遇の改善」を図る一方で、介護福祉士の「資質の向上」が必要とした。部会資料によると、同委員会は今後も「介護人材の類型化・機能分化」について検討を進める予定だ。類型化・機能分化による「資質の向上」が、介護労働者を171万人（2013年度）から231万人（2020年代初頭）まで増やす「介護人材の確保」に効果を持つのかどうか、ぜひ、証明してもらいたい。

特別支援学校で障害者スポーツ選手招き特別授業 NHKニュース 2016年6月7日



文部科学省は2020年の東京パラリンピックに向けて、障害のある子どもたちがスポーツに親しむ機会を増やそうと、全国の特別支援学校で障害者スポーツの選手らを招いた特別授業などを行うことになりました。

2020年の東京パラリンピックを巡り、スポーツ庁が昨年度、障害のある人およそ6500人を対象に調査したところ、全体の71.5%が、「過去1年間に直接スポーツの試合を観戦したことがない」と答えました。

こうしたなか文部科学省は、障害のある子どもたちがスポーツに触れる機会を増やそうと、省内に推進本部を設置し、7日、初会合を開きました。

この中で義家文部科学副大臣は、「重度の障害を持つ人のなかには、競技会場に行くことすらできない人もいます。パラリンピアンをはじめとするスポーツ選手らが特別支援学校に行くことで、感動を共有する機会を作りたい」と述べました。そして、文部科学省の担当者が、東京パラリンピックに向けて、全国に1114校ある特別支援学校で、障害者スポーツの選手らを招いた特別授業などを行うと説明しました。

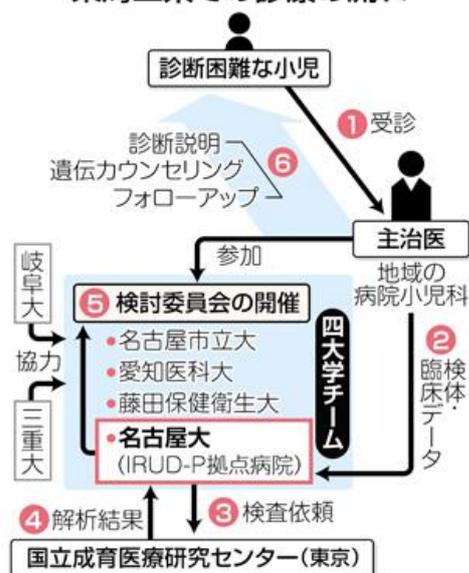
また、会合では、出席者から「障害のある人が利用できる専用のスポーツ施設が、東京などの大都市を除いてほとんどなく、特別支援学校などの体育館を利用できるようにしていくことが重要だ」といった意見が出され、推進本部として取り組むことになりました。

熊本地震の死亡者に80万円＝義援金165億円、2次配分決定一県

時事通信 2016年6月7日

熊本県は7日、熊本地震で全国から集まった義援金が3日時点で約165億円に上ったとして、被災者に届ける2次配分の基準額を発表した。死者・行方不明者に80万円、重傷者に8万円を支給。5月2日に発表した1次配分に比べ、それぞれ60万円、6万円の増額となった。県は8日にも、2次配分として被災者がいる市町村に合計約130億円を支給する。

東海三県での診療の流れ



診断困難な小児疾患 連携

中日新聞 2016年6月7日

名古屋大など愛知の4大学医学部

原因や治療の進め方が分からない小児疾患を、最新の遺伝子解析技術で解明する国のプロジェクト「小児希少・未診断疾患イニシアチブ」(IRUD-P)が昨年7月にスタートした。これを受けて愛知県内では、名古屋、名古屋市立、愛知医科、藤田保健衛生の4大学医学部の小児科医らが「愛知未診断疾患プロジェクト」を設立。患者や家族を支えるネットワークの構築を目指している。(編集委員・安藤明夫)

一日夜、名大で開かれたプロジェクトチームの初会合。東海3県(愛知、岐阜、三重)から集まった20人が凝視する資料には、原因などが分からない疾患に苦しむ小児4人とその両親らの遺伝子データが記されていた。

名大は、IRUD-Pの東海3県の拠点。これまでに86件の未診断症例で、患者と両親の検体(約5ミリリットルずつの血液)と臨床データを全国の中心拠点・国立成育医療研究センター(東京)に送り、解析を依頼していた。資料のデータは、それに対する初めての回答。大量の遺伝子情報を解析できる最新機器の次世代シーケンサーで4組の親子の全遺伝子を分析し、見つかった遺伝子異常だ。

それぞれの主治医も交え、症例の検討が行われた。見つかった遺伝子異常が、病気ほどの程度影響しているか、判断が難しいことも多い。遺伝性の疾患の場合は、両親が次の子を産んでよいか迷うことも多く、丁寧なカウンセリングも必要だ。参加者たちはさまざまなケースを想定し、意見を交わした。

4大学は、以前から希少疾患・未診断疾患の合同研究会を準備しており、それを母体にチームづくりが進んだ。岐阜、三重両大の協力も取り付けた。5月に札幌市で開かれた日本小児科学会では、チームのまとめ役・名市大の斎藤伸治教授(55)が実践について報告。「全国的にも最も進んだ地域連携の取り組み」と高い評価を得た。

ただ、全遺伝子解析が診断につながるのは、未診断疾患全体の4分の1程度とみられる。それでも、斎藤教授は「わが子の病気が分からないと、両親はたまらなくつらい。4分の1でも大きな成果だ。結論が出なくても、皆で検討することで、よりよい支援ができるはず」と話す。

データについて話し合った4大学チームの検討会=名古屋市昭和区の名古屋大病院で

4大学による協働には、それぞれの関連病院もプロジェクトに参加できるというメリットもある。各病院の主治医も検討会議に参加し、積極的にかかわることが可能だ。また、一つの大学病院だけで実施するよりも、患者が最寄りの病院にかかり、検体や臨床データ



を名大が集めて成育医療研究センターに送る形にすれば、患者や家族の負担が少ない上、より多くのデータを得られる可能性もある。

齋藤教授は「次世代シーケンサーを使わなくても、経験のある専門医なら診断できる症例もある。今後、症例をより分け、早く回答できる体制を作っていくことも可能」と話している。

I R U D - P 全国規模で未診断疾患、希少難病の子どもたちの診断を確定し、病態の解明を進める事業。次世代シーケンサーを用いて、患者と家族の全遺伝子を読み取り、原因を探る。解析データの検討会や地域連携の進め方は、各拠点病院に任されている。欧米では、未診断疾患の解析を通じて発達障害の研究や、さまざまな疾患の先進治療、新薬開発をめざす動きが活発。日本も、日本医療研究開発機構（AMED）の重要事業に位置付けている。成人のプロジェクト（I R U D - A）も、今年から始まっている。

「潜在保育士」職場復帰して DMで3万人にPR 神戸新聞 2016年6月7日

保育士資格があっても育児などで離職した「潜在保育士」に向けて、兵庫県と神戸市が、職場復帰を呼び掛けるダイレクトメールを発送している。対象は、県が登録する30代以上の保育士で推計約2万9千人。再就職する際の準備金として国が上限20万円を貸し付ける新制度などをPRし、保育士の確保を狙う。

県によると、県内で働いている保育士は推計値で約1万4千人。待機児童解消のため、各市町が保育所などの定員拡充に取り組んでいるが、保育士は不足しており、有効求人倍率は今年1月時点で2・72倍という。ダイレクトメールは県保育協会が発送。県に登録済みの潜在保育士は約3万5千人で、そのうち30～55歳が対象となる。県は再就職を促すことで、2019年度までに保育士2千人増を目指す。

再就職準備金の貸し付けは国が15年度に設けた制度で、全額国庫負担。利用できるのは離職後1年以上などの条件があり、継続して2年以上働けば返還が全額免除となる。準備金を充てるのは、住居を借りる際の手数料や通勤用の自転車購入費などを想定している。

潜在保育士には、県と市がそれぞれ設置し、求人や求職情報を紹介する「保育士・保育所支援センター」への登録も呼び掛ける。保育の受け皿拡大は7月の参院選でも争点の一つで、与野党は保育士の賃上げなど待遇改善を公約に掲げる。政府は今年、17年度から賃金を月6千円程度引き上げ、経験を積んだ職員は月約4万円上がるよう手当てする方針を表明。民進党は先んじて、ほかの野党とともに今年3月、月5万円引き上げる法案を衆議院に提出している。

樽見鉄道 遺族に請求へ 中日新聞 2016年6月7日

認知症80歳死亡事故の損害

岐阜県本巣市の樽見鉄道で5月、認知症を患う市内の男性＝当時（80）＝が踏切内に入り、列車にはねられて亡くなる事故があり、樽見鉄道（同市）は近く男性の遺族に対し、事故の対応でかかった人件費約8万円を請求する方針を決めた。同社が6日、本紙の取材に答えた。男性の遺族は支払いについて「正式に連絡を受けてから考える」と話している。

事故が起きたのは5月15日午後3時すぎ。岐阜県警北方署によると、本巣市14条の踏切で、大垣発樽見行きの普通列車（一両編成）が来る直前、男性が遮断機をくぐって踏切内に入った。男性ははねられ、間もなく死亡した。上下線で計4本が部分運休し、最大で1時間20分遅れた。

樽見鉄道では「車両や線路には損傷がなく、運休の時間が短くて代替輸送もしなかった」としており、休みだった社員10人ほどを呼び出して勤務に就かせた人件費約8万円だけを遺族に求めることにした。認知症の人の鉄道事故をめぐるのは、愛知県大府市で2007年に91歳の男性がJR東海道線の電車にはねられて死亡し、JR東海が遺族に賠償を

求めて裁判となったが、最高裁は今年3月「家族に責任はない」として、請求を棄却した例がある。

障害者支援購入額、初めて前年度下回る 栃木市15年まとめ 下野新聞 2016年6月8日

【栃木】障害者の収入向上や自立促進を図るため、市が2015年度に対象の障害者就労施設16カ所から購入するなどした合計額（調達実績額）が目標の700万円に届かない641万5千円となり、前年度比1・4%減と初めて前年度実績額を下回ったことが、7日までに市への取材で分かった。新規事業への発注がなかったことや、発注予定の業務を日程の都合で別の事業者へ切り替えたことが要因。市は庁内で周知の徹底を図り、新たに発注する事業の掘り起こしなどに努める方針。13年に障害者優先調達推進法が施行されたことを踏まえ、市は同年度から目標額を定めた「障がい者優先調達推進方針」を策定。初年度は目標272万6千円に対し、485万5千円を達成。14年度は新成人に配布する木製の写真立ての製作業務が新たに加わり、目標の500万円を上回る650万9千円と右肩上がりに増えていた。市はさらに実績に弾みをつけようと、15年度の目標額を700万円に設定。出産、成人記念品の製作や市施設の清掃委託事業などを発注したが、前年度より微減した。市福祉総務課は「14年度のように新たな事業がなかったことが大きい」と分析する。

社説：[発達障害者支援] 一人一人の特性尊重を 南日本新聞 2016年6月8日

自閉症などの障害に苦しむ人を支える改正発達障害者支援法が成立した。

学校が一人一人の特性に応じた教育支援計画を作成したり、事業主に雇用の確保を求めたりするなど教育、就労の支援充実が柱だ。

法施行から11年を経て初めての改正である。この間、発達障害という言葉は随分認識されるようになった。だが、日常生活の困難さに対する理解は十分とはいえない。法改正を機に社会全体で課題を共有する必要がある。

障害のある人や家族らは、外から見えにくい発達障害への理解が進むきっかけにしてほしいと期待する。社会から孤立しない環境づくりを急ぎたい。

発達障害は脳機能の障害が原因とされ、認知や行動に遅れや偏りが現れる。自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害などに分かれ、併発することもある。

じっとしているのが苦手だったり、コミュニケーションがうまく取れなかったり、現れる傾向はさまざまだ。支える環境が徐々に整いつつある一方で、社会の理解度には温度差がある。

常識から外れた言動をして、自分勝手な行動と誤解されることも少なくない。鹿児島県内の学校でも、教師の誤った指導に傷つく子どもがいる。

文部科学省が2012年に全国の公立小・中学校各600校を調べたところ、通常学級に通う児童生徒の6.5%に発達障害の可能性があると推計された。

鹿児島県こども総合療育センターには15年度、初診676人、再診5185人が訪れた。初診を待つ子どもは年度末で165人に上る。子どもの発達に悩みを抱える家庭は特別な存在ではない。対応のスピードアップを図りたい。

厚生労働省は本年度、小児科の開業医らを対象に発達障害への対応力を高める研修を始める。特有の言動の見分け方や接する上での注意点などが中心だ。かかりつけ医の知識を底上げすることで、専門医への円滑な橋渡しにつながるよう期待したい。

学校や医療機関だけで対応するのは難しい。地域でも、障害者を排除せずに理解を深める取り組みが大切だ。

例えば、言葉での説明を聞き取るのが苦手な人には、絵を使うと伝わる場合もあるとい

う。そんな配慮の積み重ねが共生に向けた一歩となる。

改正法は切れ目ない支援の重要性を掲げている。心の障壁を取り払い、障害を個性として受け止め寄り添っていききたい。

社説[ヘイトデモ中止]差別なき社会の一歩に 沖縄タイムス 2016年6月8日

特定の人種や民族への差別をあおるヘイトスピーチ（憎悪表現）を許さない対策法が今月3日施行されたのを前に、行政、司法が対策法を踏まえヘイトデモを認めない判断を下すようになった。

川崎市は5月30日、ヘイトスピーチを繰り返していた団体に川崎区の公園2カ所の使用を不許可にした。同区は在日コリアンが多く居住する。

2013年以降、この団体によるデモやヘイトスピーチは13回。市は「差別的言動は許されない」とする対策法を根拠に不許可とした。

今月2日には、在日コリアンの男性が理事長を務める川崎市の社会福祉法人が同じ団体に対しヘイトデモの禁止を求める仮処分を申し立て、横浜地裁川崎支部は「違法性は顕著で、憲法が保障する表現の自由の範囲外」と事務所から半径500メートル以内でのデモの禁止を命じる決定をした。

全国初となる行政、司法の判断は対策法の後ろ盾を得たことが大きい。根絶に向けた一歩と評価したい。

一方、この団体は別の区の公園に場所を変更し5日にデモを計画。警察は要件を満たしているとして道路使用を許可した。対策法には禁止規定や罰則がない。正当なデモなど「表現の自由」を公権力が規制する恐れがあるからだ。

団体のデモ隊約20人が反対のため集まった数百人ともみ合いになり、団体がデモの中止に追い込まれた。

警察庁も対策法施行に合わせ全国の警察本部にデモで違法行為を認知した際は厳正に対処するよう通達を出した。

「死ぬ、殺せ」「ゴキブリ」など人間の尊厳を傷付けるヘイトスピーチは、明らかに表現の自由を逸脱している。

対策法は「差別意識を助長するのを目的に、生命や身体などに危害を加える旨を告知したり、著しく侮蔑したりすることを差別的言動」と定義。こうした行為は「許されない」と明記している。その対象となるのは「適法に日本に居住する日本以外の出身者や子孫」である。

与党が保護対象を「適法に日本に居住する日本以外の出身者」としたため野党が不法滞在の外国人やアイヌ民族について「差別的言動が野放しになる」と批判。このため与野党は保護対象以外なら「いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤り」と明示し、「人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処する」との付帯決議を可決した。

アイヌ民族に限らず、差別的言動があってはならないのは当然である。今後も注視しなければならない。

マイノリティーを狙い撃ちにするヘイトスピーチを根絶するには言葉の暴力と差別を絶対に許さないとの認識を社会全体が共有しなければならない。対策法が国や自治体に対し相談体制の整備や教育、啓発活動の充実を求めているのはこのためだ。

川崎市で5日、デモ中止を求めた在日コリアンの親子は「共に生きよう」とプラカードで呼び掛けた。差別のない「多文化共生社会」をつくるためには一人一人の人権意識を高めなければならない。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

